

特記仕様書

工事名 雨池ポンプ場ゲート設備工事

四日市市上下水道局

第1章 総則

第1節 共通事項

1. 本工事は、本特記仕様書等及び日本下水道事業団の各種仕様書等により施工する。
2. 施工は、特記仕様書による他、日本下水道事業団設備工事一般仕様書に準ずることとする。ただし、打合せ等により決定した事項が最優先するものとする。
3. 受注者は工事目的物を完成させるために必要な工程管理・仮設計画・施工管理・品質管理を具体的に定めた施工計画書を本局に提出しなければならない。また、施工計画書を遵守し、工事の施工にあたらなければならない。施工計画書の内容に変更が生じ、その内容が重要な場合は、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更計画書を提出しなければならない。
4. 受注者は、受注時または完成時における工事請負代金額が5百万円以上の工事について、工事实績情報システム（CORINS）に基づき、工事实績情報として工事カルテを作成し、監督員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。また、登録機関発行の工事カルテ受領書が届いた際には、その写しを提出しなければならない。提出期限は以下のとおりとする。
受注時は、契約後10日以内とする。
完成時は、工事完成後10日以内とする。
登録内容の変更時は、変更があった日から10日以内とする。
5. 受注者は、工事が完成し、引渡し完了までの工事対象物の保管責任を負わなければならない。
6. 隣接工事または関連工事がある場合は、当該工事の請負業者と相互に協力し、施工すること。
7. 完成検査時等に機器の運転が出来ない等支障がある場合は、受注者は本市の指示に従うものとする。
8. 施工に当たっては、常に工事の安全に留意し、現場管理を行い、災害の防止を図ること。
9. 工事の完成に際して、工事にかかる部分を片付けかつ清掃し、整然とした状態にするものとする。また工事の施設上必要な土地・立木・施設等を撤去又は損傷を与えた場合には原形同等以上に復旧するものとする。
10. 施工上必要な施設物防護、臨時取りこわし物の復旧及び仮施設等は受注者の負担で行うものとする。
11. 当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任と費用負担において行うこと。
12. 工事施工にあたり、関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を要する場合は、受注者の責任と費用負担において法令・条例等の定めにより、本市へ報告のうえ実施しなければならない。
13. 受注者は、工事請負代金額5百万円以上の工事において、建設業退職金共済制度に加入し、その掛金収納書（発注機関提出用）は、原則として工事請負契約締結後1ヵ月以内に提出しなければならない。共済証紙購入金額は工事請負代金額の0.5/1000以上とする。
14. 受注者は、工事目的物、工事材料及び作業員等を工事保険、組立保険、法定外の労災保険、

火災保険、請負業者賠償責任保険（管理財物保証特約を含む）、その他の損害保険等に必要に応じて付さなければならない。

15. 受注者は、工事施工によって生じた現場発生物品について現場発生物品調書を作成しなければならない。引き渡しを要しないものは搬出し、関係法令に従い適切に処理し、引き渡しを要するものは、指示する場所で引き渡さなければならない。産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、書面により適切に処理されていることを確認するとともにその写しを提出しなければならない。

16. 受注者は、施設敷地内へ現場事務所を設置することが出来るものとする。また、その行政財産の使用にかかる使用料は無償とする。

第2節 特記事項

1. 受注者は、現場実測を行ったうえで承諾申請図書を作成、提出し、本市の承諾を得るものとする。

2. 機器の詳細及び配管・配線等の位置、経路、サイズ、本数は承諾図書により決定するものとする。

3. 本工事で一部を下請負業者にて施工する場合は、できる限り本市の市内業者を優先させること。

4. 本特記仕様書、図面等の間に相違がある場合または図面からの読み取りと図面等に書かれた数値が相違する場合、受注者は本局に確認し、指示を受けなければならない。

5. 受注者は、稼動の際、機能に支障が出ないよう必要に応じ措置を施すこと。

6. その他、指示、承諾事項等を遵守すること。

第3節 提出書類

1. 承諾申請図書 2部

2. 工事写真 1部

製作工場等における機器製作完了及び主要検査状況の写真（可能な場合は機器製作工程も含む）、工事着手前・工事中・完成の記録及び確認の写真等とする。地中埋設等により完成時に状況を明らかに出来ない箇所は、特に入念に撮影すること。

撮影用具は、原則として、デジタルカメラを用い、印刷時に施工の状況や黒板等の文字が十分に判別できる程度の解像度で撮影すること。写真は、カラープリンタにより A4 用紙に横構図で 3 枚程度が収まる程度の大きさを A4 用紙に印刷して、提出すること。

3. 工事打合せ簿 1部

本市と工事打ち合わせを行った場合は、打合せ簿を提出すること。

打合せ簿の記入事項は、下記のとおりとする。

工事名

打合日時・場所

受注者名

4. 完成図書

(1) 内 容

一般図（全体平面図）

機器図（支給品の機器を含む）

工事施工図

検査試験成績書

取扱説明書

設計計算書（必要な場合）

※表紙記入事項は下記の通りとする。

発注者名

工事名

工事場所

工事年度

受注者名（商号または名称のみとする）

(2) 作成要領

A4 判製本（折込） 2部

黒厚表紙（金文字）

A4 判製本（縮小版） 2部

縮小版の範囲は、完成図書と同等の内容とする。

電子ファイル（CD等） 1部

（A4判製本・電子ファイルの内容については日本下水道事業団仕様書に準じるほか、監督員の指示するものとする。）

第4節 工場検査等

本市が必要と認める機器類については、製作が完了したとき工場にて本市監督員の立ち会いを伴う工場検査を実施しなければならない。工場検査終了後、工場検査報告書に検査試験成績表、その他検査記録及び検査記録写真等を添付して提出するものとする。

本市監督員による立ち会いを省略した場合は、工場自主検査報告書に検査試験成績表、その他検査記録及び検査記録写真等を添付して提出するものとする。

小型機器及び汎用機器は、検査試験成績書を提出するものとする。

（特に本市が指示した場合は省略することができる。）

第5節 試運転

本工事は、現場にて組合せ試験、単体調整試験を行うものとする。別途発注工事との関連、その他の理由で実施出来ない場合は、後日可能になったときに行うものとする。

試運転に要する費用は、受注者の負担とする。ただし、電力、燃料、上水は、事前連絡のうえ、本市設備からの供給としてもよい。

第6節 随時検査

受注者は、特に完成検査時に確認ができない水中部、埋設部、低所、高所、または完成後直ちに供用開始する設備など完成検査時に確認ができない特殊または重要なものについて、四日市市検査規程第8条第6項の規定により発注者が随時検査を求めた場合は、監督員の指示に従い受検すること。

第7節 暴力団等不当介入に関する事項

1. 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年四日市市告示第28号）第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

2. 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

- (1) 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。
- (2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。
- (3) (1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

第8節 個人情報取扱注意事項

この契約による工事の施工者は、工事を施工するに当たり知り得た個人情報について、別紙「個人情報取扱注意事項」を遵守しなければならない。

第9節 環境配慮事項（該当する項目のみ適用）

1. 本工事においては、本市の環境方針に基づき環境に配慮した工事施工に努めなければならない。
2. 騒音規制法・振動規制法に基づく特定建設作業、三重県生活環境の保全に関する条例に基づく建設作業の実施にあたっては、必要な各種届出を確実にするとともに、近隣への対策を配慮しなければならない。
3. 機器の据付等に用いる作業用機械は低騒音・低振動型作業機械の使用に努めること。
4. 工事用重機・車輛の使用にあたっては、アイドルストップや効率的な運転を行い省エネルギー、排出ガス削減に努めること。
5. 本工事において発生した産業廃棄物は、マニフェスト等写しにより廃棄物の種類、数量、最終引渡場所等を報告すること。
6. 現場にて発生したコンクリート殻はリサイクルし、また、使用する資材についても可能な限りリサイクル品を使用するように努めること。
7. コンクリート工については熱帯材型枠の使用を抑制し、二次製品や代替型枠等の利用により、熱帯材型枠の使用を極力抑制すること。
8. 提出する工事関係書類は、可能な限り再生コピー用紙を使用する等環境に配慮すること。

第10節 本工事に求める現場代理人等の技術者要件

種類	資格	配置方法
・現場代理人：	一級国家資格者	常駐
・主任技術者又は監理技術者：	一級国家資格者	建設業法による配置

※本建設工事の種類は、鋼構造物工事である。

第2章 一般仕様

第1節 工事目的

本工事は、雨池ポンプ場遊水池流入ゲートの新設及び自然放流ゲートの改築更新をするものである。

第2節 工事概要

本工事は、雨池ポンプ場流入ゲート及び自然放流ゲートの製作据付工事、遊水池排水ポンプの製作据付工事、基礎工事等を行うものである。工事施工にあたっては、特に監督員の指示に従い、その使用目的に適した十分な機能を有する優秀な機器を製作し、据付工事等を行うものとする。

第3章 機械設備工事

3-1 ①流入ゲート

1. 使用目的

止水及び流入量の調節を目的とする。

2. 仕様

項目	仕様	備考
(1) 型式	ステンレス鋼板製ローラゲート	
(2) 呑口寸法	巾 5,800mm × 高 2,500mm	
(3) 水密方式	前面三方ゴム水密	
(4) 逆圧の有無	無	
(5) 設計水深	前面 2,500mm 後面 mm	呑口底基準
(6) 操作水深	前面 2,500mm 後面 mm	呑口底基準
(7) 揚程	3,800mm	
(8) 開閉装置	電動ラック式	2本吊り
(9) 電動機仕様	3φ200V×0.6kW×60Hz	
(10) 数量	8門	

※ゲートの前面とは、上流側、後面とは、下流（遊水池）側を指す。

3. 構造概要

ゲート設備は、ゲート本体、ラック棒、開閉装置よりなり、止水及び流入水量の調節を行うために設ける。

4. 製作条件

- (1) 扉体の強度計算は、前面に指示した水位の水圧がかかり、反対側には水がないものとして計算する。
- (2) ゲートを操作するときに必要な動力は、扉体の前後の水位差が、指示した時の水圧を含めた自重等の負荷から計算する。
- (3) 扉体主要部の腐食代は、表裏とも 0mm とする。
- (4) 扉体たわみは、ゴム水密の場合 1/800 以下、金属水密の場合 1/1200 以下とする。
- (5) 水密ゴムは、扉体を取り外さずに現地で交換することが可能な構造とする。
- (6) 自重降下による閉塞動作ができる構造とする。
- (7) その他製作にあたっては、ダム・堰施設技術基準又は水門鉄管技術基準によること。

5. 各部の構造

各部の構造は次による。

(1) 扉体

- 1) 扉体は、ステンレス鋼の形鋼及び鋼板の溶接構造で十分な強度と剛性をもたせ十分な肉厚を有すること。
- 2) 扉体には水密ゴム、主ローラ、サイドローラ等を取付けるものとする。
- 3) 扉体は、クレーン吊上げ時の道路への荷重負担軽減を目的とした分割構造とし、

据付及び撤去の際に戸溝に仮に納めた状態で組立分解できるように部品構成等を考慮すること。

(2) 戸当り

- 1) 戸溝部戸当りは、ステンレス鋼製として、既存コンクリート躯体からステンレス形鋼製取付ブラケットを介して扉体に作用する荷重をコンクリート壁に分布伝達できる構造とし、主要部は、十分な肉厚を有すること。また、止水板およびローラールールを取付け、表面は、平滑に仕上げること。
- 2) 底部戸当りは、止水板を兼ね、その材質は、ステンレス形鋼とし、既存コンクリート躯体を一部撤去したうえで、使用上の有害な段差等が無いよう据え付けること。止水板の幅は、扉体のたわみ量を考慮して決定すること。

(3) くさび板

くさび板は、銅合金製とし、戸当りを取付後、現物に合わせて正確に取付けるものとする。

(4) ラック棒

- 1) ラック棒はゲート開閉が円滑にできるものとし、開閉時の荷重に対して十分な強度を有すること。
- 2) 組立、分解が容易に行える様、必要に応じて振れ止め金具等を取付けること。
- 3) 扉体の開閉設定位置で、確実に作動するリミットスイッチを設けること。リミットスイッチは、調整可能なものとし、全開、全閉の位置、ゲート開、閉表示ランプを点灯する接点及びスペースヒータを設ける。
- 4) 開閉作動中、電動機にかかるトルクが異常に増加した場合は、トルクスイッチにより確実に電動機を停止させる機構とする。なお、トルクスイッチの作動トルク値は、調整可能なものとし、開閉両方向にも作動する構造とする。又、開閉どちらかのトルクスイッチが作動しても、逆方向に運転可能なようにする。
- 5) 手動によってゲートの操作を行う場合には、簡単かつ確実に電動回路を遮断し、安全性を確保できる機構とする。
- 6) 手動操作は、ハンドルにより行う方法とし、98N 以内の力で開閉することができる構造とする。
- 7) スタンド部及びギヤボックス部は鋳鉄製とし、歯車は耐摩耗性の高い特殊鋼製とする。
- 8) 開度指示計はダイヤル式とする。ハンドルは鋳鉄製とし、開閉方向を指示する表示を鋳出すこと。
- 9) 各部の強度計算(ラック棒の強度計算を含む)は安全を考慮して、電動機の定格トルクを基準とし、余裕ある強度とする。
- 10) 電動機は、三相誘導電動機(かご形)屋外形とする。

(5) 主ローラ

主ローラは、扉体に加わる荷重を安全に戸当りに伝え、かつ扉体の変形を抑えることができるよう形状、個数、取付け位置を決めるものとし、円滑に回転し、

かつ十分な強度を有すること。

(6) 点検歩廊

点検歩廊は、溶融亜鉛めっきを施した炭素鋼にて製作し、自身並びに扉体及び開閉装置から加わる静荷重及び動荷重を安全に支持できる十分な強度を有し、かつゲート設備の点検や通行が支障なく行えるような形状、構造とすること。

(7) 制御盤

制御盤は、各ゲートへの送電及びそれらの操作、状態表示等を行うものとする。

1) 仕様

形 式 屋外自立形

盤面主要取付品

名称銘板

各種表示灯

電流計、電圧計

各種操作器具

制御方法

ア) 現場手動（開、停止、閉）

2) 主要部材質は、ステンレス鋼板とする。

6. 使用材料

使用材料は次による。

- | | |
|-----------------|-----------|
| (1) 扉体 | SUS304 |
| (2) 戸当り | SUS304 |
| (3) 水密ゴム | ネオプレン |
| (4) 止水板 | SUS304 |
| (5) ローラレール | SUS304 |
| (6) 主ローラ | SCS11 以上 |
| (7) 主ローラ軸 | SUS304 以上 |
| (8) ラック棒 | SUS304 |
| (9) 本体用アンカーボルト | SUS304 以上 |
| (10) 歩廊用アンカーボルト | 溶融亜鉛めっき鋼 |

7. 運転・操作概要

(1) 制御盤での現場操作

開 停 閉

8. 据付

- (1) 据付けに当たっては、水準器等によって正確に芯出し調整を行う。その他については機械設備工事一般仕様書による。
- (2) 既設コンクリート躯体に設置するアンカーボルトは、原則として接着系アンカーボルトを用いる。ただし、現場条件や必要強度等を勘案し不都合な場合は、この限りで

はない。

(3) 据付時に設置場所対岸の市道よりクレーンにてゲート扉体等を吊上げる場合は、道路及び水路護岸を保全するための養生を十分に行い、作業中は、状態の変化について十分に留意すること。また損傷等が発生した場合は、原状復旧を行うこと。

(4) 施工にあたって対岸市道の全面通行止めを行う場合は、交通誘導員を配置すること。また、特に通行止めに伴って大井の川町内狭隘道路へ一般車が入り込まないように誘導するとともに、迂回路の案内看板を必要箇所に設置すること。

9. 他工事との区分

(1) 土木、建設工事との区分

1) 戸当りは、全てステンレス鋼板製とし、固定用、点検歩廊及び開閉装置据付け用ボルト等、必要なはつりは本工事の範囲とする。

2) 基礎ボルト埋込、埋込用モルタル及び据付調整用モルタルは、本工事に含む。

(2) 電気設備工事との区分

制御盤、端子箱、配線接続等は本工事とする。

10. 標準附属品

1) アンカーボルト 一式

11. その他附属品

1) 点検歩廊 一式

2) 制御盤 一式

3-2 ②放流ゲート

1. 使用目的

本ゲートは、放流部に設け、止水及び流出水量の調節を行うものである。

2. 仕様

項目	仕様	備考
(1) 型式	ステンレス鋼板製スライドゲート	
(2) 呑口寸法	巾 3,400mm×高 2,500mm	
(3) 水密方式	四方水密	
(4) 逆圧の有無	有	
(5) 設計水深	前面 3,800mm 後面 1,000mm	呑口底基準
(6) 操作水深	前面 mm 後面 2,500mm	呑口底基準
(7) 揚程	2,500mm	
(8) 開閉装置	電動ラック式	
(9) 電動機仕様	3φ200V×0.75kW×60Hz	
(10) 数量	3門	

※ゲートの前面とは、外水側、後面とは、内水側を指す。

3. 構造概要

ゲート設備は、ゲート本体、ラック棒、開閉装置よりなり、止水及び流入水量の調節を行うために設ける。

4. 製作条件

- (1) 扉体の強度計算は、圧力側に指示した水位の水圧がかかり、反対側には水がないものとして計算する。
- (2) ゲートを操作するときに要する動力は扉体の前後の水位差が指示した時の水圧を含めた自重等の負荷から計算する。
- (3) 扉体主要部の腐食代は、表裏とも 0mm とする。
- (4) ラック棒の座屈荷重、開閉装置据付台基礎部及び台枠の強度計算の基準は、安全を考慮して次の通りとする。
 - 1) 電動式の場合は電動機の定格出力時の回転力。
 - 2) 手動の場合はハンドルに 490N の力をかけた時に生ずる回転力。
- (5) 扉体たわみは、ゴム水密の場合 1/800 以下、金属水密の場合 1/1200 以下とする。
- (6) その他製作にあたっては、ダム・堰施設技術基準又は水門鉄管技術基準によること。

5. 各部の構造

各部の構造は次による。

(1) 扉体

- 1) 扉体はステンレス鋼の形鋼および鋼板の溶接構造で十分な強度と剛性をもたせ十分な肉厚を有すること。
- 2) 扉体には摺動板、水密部及びラック棒接続ブラケット等を取付けるものとする。

(2) 戸当り

- 1) 戸当りは、ステンレス鋼製として、扉体に作用する荷重をコンクリート壁に分布伝達できる構造とし、主要部は、十分な肉厚を有すること。
- 2) 戸当りは、止水板を取付け、表面は、平滑に仕上げること。

(3) くさび板

くさび板は、銅合金製とし、戸当りを取付け後、現物に合わせて正確に取付けるものとする。

(4) 開閉装置、ラック棒

- 1) ラック棒はゲート開閉が円滑にできるものとし、開閉時の荷重に対して十分な強度を有すること。
- 2) 組立、分解が容易に行える様、振れ止め金具等を取付けること。
- 3) 扉体の開閉設定位置で、確実に作動するリミットスイッチを設けること。リミットスイッチは、調整可能なものとし、全開、全閉の位置ゲート開、閉表示ランプを点灯する接点及びスペースヒータを設ける。
- 4) 開閉作動中、電動機にかかるトルクが異常に増加した場合は、トルクスイッチにより確実に電動機を停止させる機構とする。なお、トルクスイッチの作動トルク値は、調整可能なものとし、開閉両方向にも作動する構造とする。又、開閉どちらかのトルクスイッチが作動しても、逆方向に運転可能なようにする。
- 5) 手動によってゲートの操作を行う場合には、簡単かつ確実に電動回路を遮断し、安全性を確保できる機構とする。
- 6) 手動操作は、ハンドルにより行う方法とし、98N 以内の力で開閉することができる構造とする。
- 7) スタンド部及びギヤボックス部は鋳鉄製とし、歯車は耐摩耗性の高い特殊鋼製とする。
- 8) 開度指示計はダイヤル式とする。ハンドルは鋳鉄製とし、開閉方向を指示する表示を鋳出すこと。
- 9) 電動機は、三相誘導電動機（かご形）屋外形とする。
- 10) 開閉装置架台は、ステンレス鋼製とし、既存コンクリート躯体の開口部位置を考慮して製作すること。
- 11) 本ゲートは、電気設備を既設流用するため、これを考慮した仕様とすること。

(5) ストッパ

ストッパは戸当りに 2 ヶ所設けること。ただし、他の方法でこれを代替できる場合は、この限りではない。

6. 使用材料

使用材料は次による。

- | | |
|---------|-----------------------|
| (1) 扉体 | SUS304 |
| (2) 戸当り | SUS304 |
| (3) 水密部 | (ゴム水密)ネオプレン、(金属水密)銅合金 |

- | | |
|---------------|-----------|
| (4) 止水板 | SUS304 |
| (5) 摺動板 | SUS304 |
| (6) ラック棒 | SUS304 以上 |
| (7) アンカーボルト | |
| (本体及び開閉装置架台用) | SUS304 以上 |

7. 運転・操作概要

(1) 制御盤での現場操作

開 停 閉

※既設電気設備を流用するため、既設を十分に調査し整合するものとする。

8. 据付

- (1) 据付けに当たっては、水準器等によって正確に芯出し調整を行う。その他については機械設備工事一般仕様書による。
- (2) 既設コンクリート躯体に設置するアンカーボルトは、原則として接着系アンカーボルトを用いる。ただし、現場条件や必要強度等を勘案し不都合な場合は、この限りではない。
- (3) 既設鋼製戸当り（底面戸当りを含む）は、原則としてこれを撤去し、新たにステンレス形鋼製戸当りを設置すること。その際に既設コンクリート躯体を撤去する必要がある場合は、この範囲を最小限とするよう努め、撤去した部分は、モルタルにて元の断面まで復旧すること。ただし、既設戸当り及びコンクリート躯体の状況から、撤去を行うことによる悪影響が懸念される場合は、既設部分の改修を行うこととしてもよい。その場合も、ステンレス鋼を使用しての改修とし、やむを得ず炭素鋼製の部分が残る場合は、この部分を3種ケレンし再塗装すること。
- (4) 既存構造物をラック棒が通る部分は、既存開口部をそのまま使用するものとし、撤去等の加工が必要な場合は、その範囲を最小限として既存構造物への影響を考慮して行うものとする。
- (5) 既設コンクリート躯体に設置するアンカーボルトは、原則として接着系アンカーボルトを用いる。ただし、現場条件や必要強度等を勘案し不都合な場合は、この限りではない。

9. 他工事との区分

(1) 土木、建設工事との区分

- 1) 戸当りは、全てステンレス鋼板製とし、各据付け用ボルト、必要なはつり、復旧等は本工事の範囲とする。
- 2) 基礎ボルト埋込、埋込用モルタル及び据付調整用モルタルは、本工事に含む。

(2) 電気設備工事との区分

制御盤、端子箱、配線接続等は本工事とする。

10. 標準附属品

- | | |
|--------------------|----|
| 1) アンカーボルト(SUS304) | 一式 |
|--------------------|----|

3-3 ③排水ポンプ

1. 使用目的

本ポンプは、遊水池流入ゲート閉塞時に、遊水池の残留水を排水するためのものである。

2. 仕様

項目	仕様	備考
(1) 型式	水中汚水ポンプ	
(2) 吐出口径	φ300mm	
(3) 吐出量	12m ³ /min	
(4) 揚程	12.5m	
(5) 電源仕様	3φ×200V×60Hz	
(6) ポンプ井底から上部床までの高さ	約 11.1m	
(7) 台数	1台	

3. 構造概要

本ポンプは、遊水池残留水を排水するもので、水中において連続運転に耐える堅ろうな構造とする。

ポンプは、振動や騒音が少なく、円滑に運転できるとともに、特に有害なキャビテーション現象が発生しないような構造とする。

4. 製作条件

取扱液は、遊水池内に滞留した雨水とする。

ポンプは、締切起動が可能であること。

5. 各部の構造

(1) 駆動装置

ポンプに使用する電動機は、乾式水中型誘導電動機とする。

(2) 本体

1) ケーシング

ケーシングは、内部圧力及び振動等に対する機械的強度並びに腐食、摩耗を考慮した良質の鋳鉄製品とする。ケーシングは、分解、組立が容易であり、分解する場合には、羽根車が主軸に取り付けられたままで、上部に取出せる構造とすること。

配管との接続は次による。

ア) 着脱型式 ケーシング吐出フランジはスライド式とし、ポンプ装着の際は、吐出バンドのフランジ面に沿って確実に接続されること。

2) 羽根車

羽根車は、良質強靱な製品とし、固形物の混入に対し堅ろうであること。

また、極力羽根数を少なくし、平衡を十分とるとともに表面を滑らかに仕上げ

ること。

3) 主軸

主軸は、電動機軸を延長したもので、伝達トルク及び振り振動に対しても十分な強度を有すること。

4) 軸封装置

軸封部にはメカニカルシールを用い、運転中、停止中を問わず、異物が電動機内に浸入しないよう中間に油を密封した二段構造とする。また、シール等の取替えが容易に行える構造とする。

5) 軸受

回転部質量及び水カスラストは、電動機に内装した軸受にて支持するものとし、長時間の連続運転に耐え、円滑なる自己潤滑ができる構造とする。

6) フランジ

配管との接続フランジ寸法は、JIS B 2239（呼び圧力 10K）又は JIS B 2062 に準ずる。

また、ポンプ井内配管及び分解用フランジのボルト、ナットは SUS304 とする。

(3) 制御盤

制御盤は、遊水池排水ポンプの現場操作盤を兼ねた制御盤とする。

1) 仕様

形 式 屋内壁掛形

盤面主要取付品

名称銘板

各種表示灯

電流計、電圧計

運転時間、運転度数表示器

各種操作器具

制御方法

ア) 現場手動（運転、停止、非常停止）

イ) 現場自動（浮子転倒式スイッチで検出される水位（運転開始、運転停止、非常停止）による運転制御）

2) 主要部材質は、炭素鋼鋼板とする。

6. 使用材料

使用材料は次による。

- | | |
|-----------|-------------|
| (1) ケーシング | FC200 以上 |
| (2) 羽 根 車 | ステンレス鋳鋼 |
| (3) 主 軸 | 13Cr ステンレス鋼 |

7. 保護装置

- (1) 異常温度上昇を検知するサーマルスイッチを内蔵すること。

- (2) 油・水が電動機内に浸入しないよう浸水溜り室を設けること。
浸水溜り室は、電動機室とメカニカルシール室から独立した構造とする。
- (3) 浸水溜り室には、浸水検知器を設け、浸水検知表示が可能な構造を持たせること。
- (4) 上記によってポンプが停止した際は、制御盤に故障表示をすること。

8. 試験・検査

- (1) ポンプの検査は、製作工場にて組立完了後、JIS B 8301 に準拠した性能試験を行う。

9. 据付

- (1) 据付に当たっては、水準器等によって、水平・垂直等を正確に調整し据付けること。
- (2) 水中ケーブルは、ポンプの吊上げ、分解時に必要な長さとし、端子箱は、原則として床上 1.2m以上を確保したうえで、建物外壁に取り付けること。
- (3) ピット内には、動力ケーブル及び吊上げ用チェーンの支持金具(SUS304)を取り付けること。
- (4) ポンプは、据付架台を介して取り付ける。据付架台は、既設コンクリート床面上に、調整モルタル等を用いて水平調整を行い、据付けるものとする。
- (5) 既設コンクリート躯体に設置するアンカーボルトは、原則として接着系アンカーボルトを用いる。ただし、現場条件や必要強度等を勘案し不都合な場合は、この限りではない。

10. 運転操作概要

- (1) 制御盤での現場手動操作
運転 停止 非常停止
- (2) 制御盤での現場自動操作
自動運転 自動停止 非常停止

11. 他工事との区分

- (1) 土木、建築工事との区分
原則として機械コンクリート基礎、一部はつり工及び孔部分の復旧工事は本工事に含む。
- (2) 電気設備工事との区分
制御盤、端子箱、配線接続等は本工事に含む。

12. 標準附属品

- | | |
|--|-----|
| (1) 水中ケーブル | 一式 |
| (2) ポンプ着脱装置
(ガイドパイプ(SUS304)、吐出曲管(FC200 以上)) | 一式 |
| (3) 基礎ボルト・ナット(SUS304) | 一式 |
| (4) 連成計 (隔膜式) | 1 個 |

13. その他附属品

- | | |
|--------------------|------|
| (1) メカニカルシール | 1 台分 |
| (2) 制御盤 | 1 面 |
| (3) 運転制御用浮子転倒式スイッチ | 3 個 |

- | | |
|-----------------------------|-----|
| (4) ポンプ吊上げ用ホイスト(2t 吊) | 一式 |
| (5) 動力、制御ケーブル用中継端子箱(SUS304) | 1 個 |

第4章 複合工

4-1 鋼製加工品

(1)鋼製加工品仕様および施工範囲

番号	名称	設置場所	主寸法	材質	数量	備考
1	遊水池排水ポンプ 用据付架台	水中	参考図面 による	SUS304	1	
2	遊水池排水ポンプ 吊上装置用架台	屋外	参考図面 による	溶融亜鉛 めっき鋼	1	
3	配管支持材	必要箇所	参考図面 による	SUS304	1	

- 1) 上記はすべて据付用アンカーボルトを含み、その材質は、各加工品の材質と同じものとする。

(2)鋼製加工品について

原則として機械設備工事一般仕様書を適用するが、協議事項がある場合については、監督員との協議とする。

(3)特記事項

- 1)詳細は、機器配置図、添付図による。
- 2)数量の記載が無い場合でも監督員と協議の上、必要と認められるものは全て含む。

4-2 基礎工

(1)基礎工仕様および施工範囲

番号	名 称	設置場所	主寸法	数量	備 考
1	点検歩廊基礎	屋外	図面による	1	
2	架台脚部基礎	屋外	図面による	1	
3	自然放流ゲート 開閉装置架台基礎	屋外	図面による	1	

(2)基礎工について

原則として機械設備工事一般仕様書を適用するが、協議事項がある場合については、監督員との協議とする。

(3)特記事項

- 1)詳細は、機器配置図、参考図による。
- 2)数量の記載が無い場合でも監督員と協議の上、必要と認められるものは全て含む。
- 3)機器改築に関わるコンクリートのはつり、復旧は本工事に含む。

4-3 配管

(1)配管仕様および施工範囲

番号	配管名	材質	口径 (A、φ)	施工範囲 (～)	備考
1	遊水池排水ポンプ 吐出管	SUS	300A	排水ポンプ～屋外	ステンレス製手 動仕切弁 (300A)、空気抜 管を含む。

(2)配管施工について

原則として機械設備工事一般仕様書を適用するが、協議事項がある場合については、監督員との協議とする。

(3)特記事項

- 1)配管経路上のNo.5-2水路グレーチング蓋は、敷設の支障となる範囲を切り欠くこと。
- 2)詳細は、機器配置図、参考図による。
- 3)数量の記載が無い場合でも監督員と協議の上、必要と認められるものは全て含む。

第5章 撤去工

5-1 撤去機器

(1)自然放流ゲート

項 目	仕 様	備 考
(1) 型 式	鋼製スルースゲート	
(2) 呑 口 寸 法	巾 3,400mm×高 2,500mm	
(3) 水 密 方 式	四方水密	
(4) 揚 程	約 2,500mm	
(5) 電 動 機	3φ200V×3.7kW×60Hz	
(6) 数 量	3 門	

5-2 撤去鋼製加工品

(1)撤去鋼製加工品仕様および施工範囲

番号	名 称	設置場所	主寸法	材 質	数量	備 考
1	自然放流ゲート開 閉装置架台	屋外	図面による	SS	3	
2	流入水路角落し	屋外	約 6.6m	SS	4	H形鋼

(2)撤去鋼製加工品について

原則として機械設備工事一般仕様書を適用するが、協議事項がある場合については、監督員との協議とする。

(3)特記事項

1)詳細は、機器配置図、参考図による。

2)数量の記載が無い場合でも監督員と協議の上、必要と認められるものは全て含む。

5-3 撤去基礎工

(1)撤去基礎工および施工範囲

番号	名 称	設置場所	主寸法	数量	備 考
1	自然放流ゲート基礎 開閉装置架台基礎	屋外	図面による	一式	

(2)撤去基礎工について

原則として機械設備工事一般仕様書を適用するが、協議事項がある場合については、監督員との協議とする。

(3)特記事項

- 1)詳細は、機器配置図、参考図による。
- 2)数量の記載が無い場合でも監督員と協議の上、必要と認められるものは全て含む。

第6章 電気設備工事

6-1 流入ゲート、遊水池排水ポンプ

1. 流入ゲート及び遊水池排水ポンプの電力は、雨池ポンプ場電気室内低圧主幹盤の既設分岐ブレーカより配線し、同室内の動力分電盤を介して流入ゲート制御盤及び排水ポンプ制御盤に送るものとする。
2. 動力分電盤は、低圧主幹盤からの電力を分岐し、流入ゲートと排水ポンプへ電力を送るものとし、電気室内に設置する。仕様は、次のとおりとする。

(1)名 称	遊水池ゲート設備動力分電盤
(2)形 式	壁掛形
(3)主 な 材 質	ステンレス鋼
(4)主 要 部 品	主幹ブレーカ (MCCB 3P 225AF/225AT) 分岐ブレーカ (ELCB 3P3E 50AF/40AT ×1、 ELCB 3P3E 225AF/225AT ×1)

3. 流入ゲート制御盤は、各ゲートへの送電及びそれらの操作を行うものとし、流入ゲート点検歩廊上に設置する。仕様は、次のとおりとする。

(1)名 称	遊水池流入ゲート制御盤
(2)形 式	自立形
(3)主 な 材 質	ステンレス鋼

4. 遊水池排水ポンプ制御盤は、同ポンプの制御及び操作を行うものとし、電気室内に設置する。仕様は、次のとおりとする。

(1)名 称	遊水池排水ポンプ制御盤
(2)形 式	壁掛形
(3)主 な 材 質	炭素鋼

6-2 放流ゲート

1. 旧雨池ポンプ場ポンプ棟（西側）内の№3,4 ポンプ補機盤内にて、№1～3 ゲート用の各配線遮断器を取り替えること（既設:MCCB 3P 100AF/50AT → 更新:MCCB 3P 100AF/20AT）。
2. 放流ゲートの電力及び制御ケーブルは、既設の同等ケーブルを近傍のプルボックス内から二次側を撤去し、そこに接続すること。制御盤は、既設を流用するものとする。
3. その他、新旧機器間での相違等がある場合は、これを解消すること。

6-3 電線・ケーブル、配管類

用途	区間	備考
遊水池ゲート設備低圧幹線	低圧主幹盤～動力分電盤	
遊水池ゲート電力	動力分電盤～流入ゲート制御盤	
遊水池ゲート電力（分岐）	流入ゲート制御盤～各流入ゲート	
遊水池ゲート制御	流入ゲート制御盤～各流入ゲート	
遊水池排水ポンプ電力	動力分電盤～中継端子箱～排水ポンプ	中継端子箱以降は、機器附属ケーブル
遊水池排水ポンプ制御	動力分電盤～中継端子箱～排水ポンプ	中継端子箱以降は、機器附属ケーブル
放流ゲート電力	既設プルボックス～電動機	既設プルボックスまでは、既設使用
放流ゲート制御	既設プルボックス～ゲート制御	既設プルボックスまでは、既設使用
放流ゲート開度	既設プルボックス～開度発信器	既設プルボックスまでは、既設使用

- 1) 上記のほか、適切な接地線を敷設すること。
- 2) 配線にあたって既設のピット、ダクト等がある場合は、これを利用することができるものとする。
- 3) 新設電線・ケーブル類は、やむを得ない場合を除きエコマテリアルケーブルを使用すること。
- 4) 電線管類は、原則として、屋外露出部：厚鋼電線管、屋内露出部：薄鋼電線管とする。

第7章 仮設工

7-1 流入ゲート仮設工

1. 流入ゲート施工時は、流入ゲート前面側は大型土のう、後面側は鋼製止水板をそれぞれ用いて工事範囲の仮締切をし、併せて水替えを行うものとする。
2. 流入ゲート後面側の止水に用いる止水板は、本工事で製作するものとし、その仕様は、次のとおりとする。

(1)形 式	鋼製止水板(SS400)、錆止め塗装仕上げ
(2)寸 法	W6,300×H2,000 (mm)
(3)製 作 数	4組

3. 止水板にて止水する水位は、通常時は流入水路底から 1.3m 以下とするが、降雨状況により変動する。
4. 今回製作した仮設の止水板は、施工終了後、受注者にて処分する。
5. 止水板固定用アンカーボルトは、ステンレス鋼製とし、止水板撤去後の処理は、監督員と協議するものとする。

7-2 放流ゲート仮設工

1. 放流ゲート据付に係る施工を行う際は、流入水路を大型土のうにて仮締切すること（通常時の水位は、当該水路底から 0.4m 以下。）。

7-3 排水ポンプ仮設工

1. 遊水池排水ポンプ施工時の№5 雨水ポンプ用流入水路仮締切は、ポンプ場保管の角落しを使用できるものとする。また同箇所の水替えに要する動力は、ポンプ場電力を使用できるものとする。
2. ポンプ据付場所に堆積土砂等がある場合は、別途契約にて施工に先立ち撤去を行う。
3. 遊水池排水ポンプ施工時の水替えは、ポンプ場電力を使用して行うことを可とする。

第8章 工事仕様

8-1 工事施工

機器の据付及び配管、配線等は、機械的、電氣的に安全かつ耐久性にとみ、保守点検が容易なよう施工すること。また、詳細な位置の決定は、十分検討した上で施工図を作成し、承諾を得てから施工すること。

本仕様書等で明らかではない部分は、打合せによるものとする。

ポンプ場運転員と十分に打ち合わせを行いポンプ場の維持管理に支障をきたさぬよう配慮すること。

第2節 工事範囲

1. 既設放流ゲートの撤去
2. 遊水地流入ゲート、放流ゲート及び遊水池排水ポンプ並びに、これらに関連する配管類、架台及び制御盤等の製作・据付
3. 電気設備工事
4. 据付に係る既存土木構造物、既設電気設備の改修
5. 据付に係る仮設工
6. 機器工場試験、検査
7. 試運転調整
8. その他、必要な事項

第3節 特記事項

1. 機器は、できるだけ早い時期に製作を行い、現場搬入時まで受注者の責任において保管すること。
2. 雨池ポンプ場は、稼働中の雨水ポンプ場であり、工事施工状況に関わらず排水運転を優先するため、施工中は、監督員及びポンプ場運転員と連絡を密にし、雨池排水区への降雨の状況により水位上昇が予測される時は、現場工事を中止すること。また四日市市に大雨注意報が発令された場合も現場工事を中止すること。
3. 工事期間中の雨池ポンプの運転水位は、TP-1.4m（流入ゲート設置箇所底から1.3mの高さ）以下とする。工事施工に伴う仮締切止水工事は、この水位以上の高さを確保すること。ただし降雨の状況等によりポンプ場の運転水位はこの水位以上に上昇する可能性があるため、施工中の安全確保について十分に留意すること。
4. 現場は、隣接地建物（民家）と接近していることから、防護、防音その他の配慮、調整は受注者の責任において実施すること。
5. 工事施工に伴い公道等を使用する必要がある場合は、関係各署との調整及び適切な手続きを取り、十分な安全配慮を行ったうえで、周辺住民との軋轢を生じないように施工を行うこと。
6. 工事施工に伴う発生品は、適正に処分すること。

7. 別添の工事工程表（案）は、発注者の想定した工程表案であり、工事順序その他を制約するものではない。但し、ポンプ場排水能力を阻害する工事は、下記のとおり制限する。

1) 流入ゲート同時施工可能数

4、5、10月	全8水路のうち2水路
11、12、1～3月	全8水路のうち4水路
6～9月	施工不可

2) 放流ゲート

11、12、1～3月	全水路同時施工可能
4～10月	施工不可

3) 遊水池排水ポンプ

11、12、1～3月	施工可能
4～10月	施工不可

[別紙]

制定 平成19年12月10日

改正 平成20年 4月 1日

改正 平成21年 4月 1日

個人情報取扱注意事項

(基本事項)

第1 この契約による工事の施工者（以下「乙」という。）は、工事を施工するに当たり、四日市市から提供された個人情報（工事の施工のために乙が収集する個人情報を含む。以下「当該個人情報」という。）の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(施工者の義務)

第2 乙及びこの契約による工事に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該工事を施工するに当たり、個人情報を取り扱うときは、四日市市個人情報保護条例（平成11年四日市市条例第25号。以下「条例」という。）第11条に規定する義務を負う。

2 乙は、この契約による工事において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。

(秘密の保持)

第3 乙及び乙の従事者は、当該個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 乙は、その使用する者が在職中及び退職後においても、当該個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないように必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正な管理)

第4 乙は、当該個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第5 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するために個人情報を収集するときは、当該工事を施工するために必要な範囲内で、適法かつ公平な手段により収集しなければならない。

(再提供の禁止)

第6 乙は、あらかじめ四日市市上下水道局（以下「甲」という。）の承諾があった場合を除き、当該個人情報を第三者に再提供してはならない。

2 乙は、前項の承諾により再提供する場合は、再提供先における当該個人情報の適正な取扱いのために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再提供先と本注意事項に準じた個人情報の取扱いに関する契約を交わすものとする。

(複写、複製の禁止)

第7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、当該個人情報
が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等(複
写又は複製したものを含む。第9において同じ。)を契約書に指定された作業場所から持
ち出してはならない。

2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、
持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。

3 前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がア
クセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管及び
管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。

(資料等の返還)

第9 乙は、資料等を当該工事終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。
ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。

2 前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法に
より行うものとする。

(1) 紙媒体 シュレッダーによる裁断

(2) 電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒
体の破砕

(研修・教育の実施)

第10 乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、こ
の契約による工事における個人情報の適正な取扱いに資するための研修・教育を行うも
のとする。

(罰則等の周知)

第11 乙は、条例第44条、第45条、第47条及び第48条に規定する罰則適用につい
て、乙の従事者に周知するものとする。

(苦情の処理)

第12 乙は、この契約による工事の施工にあたって、個人情報の取り扱いに関して苦情が
あったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(事故発生時における報告)

第13 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがある
ことを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第14 甲は、乙又は乙の従事者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めるときは、
契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

